

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示します。

平成30年1月29日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

郵便番号 060-0012 札幌市中央区北12条西20丁目2-1  
中央卸売市場 水産棟 4階  
札幌市経済観光局中央卸売市場管理課管理係（電話011-611-3111）

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 札幌市中央卸売市場建物設備総合管理業務
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。  
入札説明書・仕様書・図面等の交付場所は上記1契約担当部局とする。
- (3) 履行期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで（3年契約）
- (4) 履行場所 札幌市中央卸売市場（札幌市中央区北12条西20丁目）
- (5) 入札方法 入札は、総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成27～29年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「建物設備等保守管理業」に登録されている市内企業であること。
- (3) 地上3階以上、延べ床面積2万平方メートル以上の建築物において、契約電力1,000kWを超える特別高圧又は高圧受電施設の運転監視と設備保全を一体的に行う維持管理業務の元請として、告示日を起点とした過去10年間において3年以上継続して維持管理業務の履行実績を有すること。
- (4) 建設業法に基づく電気工事業及び管工事業の許可を有すること。
- (5) 本業務に従事する業務監督者及び電気主任技術者（2種以上）は、本業務の専任として配置できること。なお、業務監督者は本業務に必要な資格（仕様書に掲げるいずれかの資格）を有する者で、上記(3)に定める施設で10年以上の実務経験を有すること。
- (6) 札幌市消防局（消防長）に「消防設備業届出書」を届出ている者を雇用していること。
- (7) 建築物において、特別高圧又は高圧受電施設の運転監視と設備保全を一体的に行う維持管理業務の元請として、告示日を起点とした過去3年間に履行実績があること。
- (8) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (9) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。

- (10) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (11) 本告示に示す役務の提供が十分に可能であること。

#### 4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ場所

上記1に同じ。また、札幌市中央卸売市場ホームページにおいてもダウンロードすることができる。

(掲載先URL：<http://www.sapporo-market.gr.jp/blog/?p=33731>)

- (2) 入札の日時及び場所

平成30年2月26日（月）11時00分

札幌市経済観光局中央卸売市場水産棟4階会議室

(札幌市中央区北12条西20丁目2-1)

- (3) 開札

入札終了後直ちに上記(2)の場所にて行う。

- (4) 入札書の提出方法

上記(2)の指定日時及び場所において、紙入札方式により直接入札箱へ投函すること。(送付及び電送による提出は認めない。)

#### 5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除

- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

- (3) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類を平成30年2月15日(木)15時00分までに上記1に持参し提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (4) 入札の無効 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

- (5) 契約書作成の要否 要

- (6) 最低制限価格の設定 有

- (7) 落札者の決定方法 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 詳細は入札説明書による。